

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	愛知県立農業大学校
設置者名	愛知県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
園芸農産	鉢物・緑化木	夜・通信	7 1	6	
	切花	夜・通信	7 1	6	
	作物	夜・通信	7 1	6	
	果樹	夜・通信	7 1	6	
	露地野菜	夜・通信	7 1	6	
	施設野菜	夜・通信	7 1	6	
畜産	酪農	夜・通信	7 3	6	
	養豚・養鶏	夜・通信	7 3	6	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

令和7年度教育計画（シラバス）を公表、大学校内にて資料閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名	なし
(困難である理由)	

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	愛知県立農業大学校
設置者名	愛知県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	愛知県立農業大学校外部評価委員会
役割	大学校の内部評価委員会が自ら行う評価（自己評価）結果と次年度の取組計画に関して、検証及び評価を行い、その結果を校長に報告する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
龍谷大学 農学部 食料農業システム学科教授	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	農学分野における専門知識を有する 大学教授
愛知県立農業大学校同窓会長	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	本校卒業生
愛知県立安城農林高等学校長	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	農学分野における専門知識を有する 高校教諭
農業生産法人株式会社中甲 代表取締役社長	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	先進的農業経営に従事している農業 経営者
愛知県農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	農業の中核である生産者代表
中日新聞社事業局 事業統括部次長	2025. 4. 1～ 2026. 3. 31	幅広い視野を持った学識経験者
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	愛知県立農業大学校
設置者名	愛知県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 1 成績評価基準と評価方法の周知 各科目の成績評価基準と評価方法はシラバスにて記載するものとする。シラバス等については閲覧を可とすることにより、外部・学生等に周知する。なお、到達目標と評価の関係については各科目の初回講座にて学生に周知をする。 成績通知書及び成績証明書については単位を取得した科目、評価を記載する。 2 講師の実務経験等 本学科の教育目標を具現化し、農業の専修学校としての教育水準を保つには農業分野の専門的知識・技術を有する者による教授が必要である。その実務要件については、 ア 農業又は家政等の試験研究業務、普及指導、教育に従事した者 イ 農業に関する専門的知識・技術や応用能力を備えた者 ウ 上記ア、イと同等以上の知識・技術があると認められた者 とする。 ※ 授業計画書の作成にあたり、各教科担当者が授業の方法、授業の内容、年間の授業の計画、到達目標、成績評価の方法・基準等を次年度の教育計画(カリキュラム)について「カリキュラム編成会議」で検討し、毎年度末までにシラバスを作成し、一冊のシラバス集としてまとめ、第三者が閲覧できるようにしてある。	
授業計画書の公表方法	ホームページで公表するとともに、校内にて資料閲覧している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1 履修認定、単位認定、成績の評価、評価内容の基準

(1) 履修認定

履修は履修科目ごとに次の出席条件を満たすものを認定とする。

① 講義	当該履修科目の時間数の4分の3（11 時間）以上
② 演習・実験	当該履修科目の時間数の5分の4（24 時間）以上
③ 実習	当該履修科目の時間数の5分の4（36 時間）以上 ただし、専攻科目の専攻実習については、次の期間ごとの時間数の20 分の19 以上出席し、総合評価で「可」以上の成績評価が与えられた者に単位を認定する。 ・春期休業終了日翌日から夏期休業開始日前日まで ・夏期休業終了日翌日から冬期休業開始日前日まで ・冬期休業終了日翌日から春期休業開始日前日まで なお、10 分の8 以上出席している場合は、許可を得て補充実習を長期休暇中等に行い、所定の実習時間を満たしたときに評価の対象となることができる。

(2) 単位認定、成績の評価、評価内容の基準

単位は講義を担当する講師により「可」以上の成績評価が与えられた科目について認定とする。

判定	評点	評価	評価内容基準
合格	80点以上100点以下	優	到達目標を十分に満たしている。
	70点以上80点未満	良	到達目標を概ね満たしている。
	60点以上70点未満	可	到達目標を満たしている。
不合格	60点未満	不可	到達目標を満たしていない。

2 評価方法の基準

成績の評価は記述試験、課題レポート、口述等の方法や学校行事を含む受講の参加姿勢(意欲)、実験実習等の内容の理解を加味し、総合的に評価する。なお、科目の形態、目標、内容等を考慮し複数の評価方法を用いる。

実践的な技術や経営方法を習得させるため、講義・演習科目では知識と応用を中心に評価する。実習を伴う科目は技能、取組態度、レポート等を中心に評価する。

3 卒業論文等の評価

研究論文内容、発表時の発表の仕方や応答、取り組み姿勢、その他の評価内容を考慮の上、総合的に評価する。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績の基礎となる評点から単位取得した成績の評価(優、良、可)を下記のように一定のポイントに置き換え、平均点を算出する。この平均点は客観的に各学生の学習到達度を計り、履修計画、学習指導の指標とする。このポイントの平均点をもとに学生の成績の分布状況や学習状況を把握し、進級・卒業にむけ、適切なる指導を行う資料とする。

判定	評点	評価	ポイント
合格	80点以上100点以下	優	5
	70点以上80点未満	良	3
	60点以上70点未満	可	1
不合格	60点未満	不可	0

ポイント：優＝5、良＝3、可＝1、不可＝0

平均点＝
$$\frac{5 \times \text{優の取得科目数} + 3 \times \text{良の取得科目数} + 1 \times \text{可の取得科目数}}{\text{学生の総修得科目数}}$$

客観的な指標の算出方法の公表方法	校内にて資料閲覧を可とする。(履修規程及び履修規程取扱要領)
------------------	--------------------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

愛知県立農業大学校教育部農学科履修規程において、卒業要件は、選択科目 8 単位を含む 79 単位を履修し、教養科目 7 単位以上、選択科目 8 単位以上、専門科目 30 単位以上、専攻科目 27 単位以上の合計取得単位数 72 単位以上としている。

(1) 単位

- ① 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- ② 演習・実験 30時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 実習 45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、授業1時間は45分とし、日課時限としては1時限を90分としているため、1時限は2時間の授業となる。

(2) 全履修単位数、必要単位数 (単位)

区分	学年	講義	演習・実験	実習	合計	全履修単位数	卒業必要単位数
教養科目	1年	3	3	0	6	8	7
	2年	0	2	0	2		
専門科目	1年	11	2	8	21	33	30
	2年	2	10	0	12		
選択科目	1年	9	0	0	9	16	8
	2年	7	0	0	7		
専攻科目	1年	2	1	10	13	30	27
	2年	2	3	12	17		
合計		36	21	30	87	87	72

卒業の認定に関する方針の公表方法	校内にて資料閲覧を可とする。(進級・卒業認定委員会設定要綱、履修規程、履修規程取扱要領)
------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	愛知県立農業大学校
設置者名	愛知県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士			高度専門士	
農業		園芸農産	鉢物・緑化木 切花 作物 果樹 露地野菜 施設野菜 酪農 養豚・養鶏	○				
		畜産						
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類				
				講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	72 単位		69 単位	55 単位	191 単位	単位	単位
				315 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数
200 人		168 人	人	24 人		人		24 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1を参照
成績評価の基準・方法
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の2を参照
卒業・進級の認定基準

(概要) 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4を参照
学修支援等
(概要) 必修科目等において病気その他やむを得ない事情により定期試験を受けることができなかった者や選択科目等の定期試験を受けて合格しなかった者は、原則一回に限り追再試験願を提出し受験することができる。なお、再受験を受ける前に補講等を実施し、学習内容の指導を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
鉢物・緑化木			
6人 (100.0%)	0人 (0.0%)	6人 (100.0%)	0人 (0.0%)
切花			
5人 (100.0%)	1人 (20.0%)	4人 (80.0%)	0人 (0.0%)
作物			
7人 (100.0%)	0人 (20.0%)	6人 (85.7%)	1人 (14.3%)
果樹			
15人 (100.0%)	1人 (6.7%)	13人 (86.6%)	1人 (6.7%)
露地野菜			
14人 (100.0%)	0人 (0.0%)	14人 (100.0%)	0人 (0.0%)
施設野菜			
14人 (100.0%)	1人 (7.1%)	13人 (92.9%)	0人 (0.0%)
酪農			
15人 (100.0%)	1人 (6.7%)	13人 (86.6%)	1人 (6.7%)
養豚・養鶏			
10人 (100.0%)	0人 (0.0%)	10人 (100.0%)	0人 (0.0%)
(主な就職、業界等) 自営就農、雇用就農（(株)矢合農園等）、農業協同組合（JA愛知東等）、農業資材会社（(株)中神種苗店等）、農業機械メーカー（(株)東海近畿クボタ等）、生花市場（(株)名港フラワーブリッジ）、特定非営利活動法人（長久手公共施設協力会）、愛知県職員、県内農業高校実習助手			
(就職指導内容) 本校は優れた農業後継者と農業の担い手の養成を目指す機関であり、農業経営者を始め、実践的な知識・技術を生かした職業への進路指導として、就職説明会・相談会、面接指導会、セミナーの開催、ハローワーク求人演習会などの取組を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 毒劇物取扱者、危険物取扱者、大型特殊自動車・けん引免許（農耕限定）、小型車両系建設機械、日本農業技術検定			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
170 人	8 人	4.71%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校は専攻ごとに少人数(7～15 名程度)で講義や実習により学んでいる。少人数体制は個々の学生の実態に合わせた指導を行うことができ、日ごろから学生との対話を通して悩みや望ましい方向へのアドバイスを行うなど、きめ細やかな指導を行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
農学科	5,650 円	60,000 円	582,400 円	寄宿舍使用料、教材費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
学資金制度、授業料及び入学料の減免、農業次世代人材投資資金、日本学生支援機構奨学金（給付型奨学金、第一種奨学金、第二種奨学金）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 大学校内で資料閲覧（学校評価委員会報告書）		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
教育活動その他の学校運営の状況について、大学校の内部評価委員会が自ら評価（自己評価）を行う。 また、その自己評価結果と次年度の取組計画に関して、学識経験者及び農業経営者等で構成する外部評価委員会が評価を行い、校長はその結果を次年度以降の学校運営に反映させるよう努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
龍谷大学農学部 食料農業システム学科	龍谷大学農学部 食料農業システム学科	龍谷大学農学部 食料農業システム学科
愛知県立農業大学校同窓会	愛知県立農業大学校同窓会	愛知県立農業大学校同窓会
愛知県立安城農林高等学校	愛知県立安城農林高等学校	愛知県立安城農林高等学校
農業生産法人株式会社中甲	農業生産法人株式会社中甲	農業生産法人株式会社中甲
愛知県農業協同組合中央会	愛知県農業協同組合中央会	愛知県農業協同組合中央会
中日新聞社事業局	中日新聞社事業局	中日新聞社事業局
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 校内で資料閲覧（学校評価委員会報告書）		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H123210000028
学校名（〇〇大学 等）	愛知県立農業大学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	愛知県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		16人（ － ）人	17人（ － ）人	17人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	11人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				17人（ － ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	－ 人
3月以上の停学	0人
年間計	－ 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	－ 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	－ 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。